

税の申告はお早めに

市・県民税や所得税の申告が始まります。市では期間中、会場を設けて申告を受け付けます。

【市・県民税の申告】 税務課
TEL(36)55055・FAX(33)36700・HP12603
【所得税の確定申告】 近江八幡税務署
TEL(33)3141



2月16日(木) ▶▶▶ 3月15日(水)
(土日・祝日除く)

申告受付期間

受付時間

午前 8 時 30 分～午後 3 時 30 分
※相談開始は午前 9 時から、午前 11 時 30 分以降の受付は午後 1 時から、正午～午後 1 時は休止

相談会場

市文化会館 オーケストラ練習室
※車でお越しの場合は、市民病院跡地(市文化会館北向かい側)または警察署跡地(市文化会館東隣)の駐車場をご利用ください。

月	火	水	木	金
			2月 16日	17日
			北里・馬淵	金田・武佐
20日	21日	22日	23日	24日
八幡・岡山	島・桐原	安土・老蘇	祝日	八幡・馬淵
27日	28日	3月 1日	2日	3日
島・金田	岡山・安土	北里・武佐	桐原・老蘇	岡山・北里
6日	7日	8日	9日	10日
桐原・武佐	八幡・老蘇	金田・馬淵	島・安土	全学区
13日	14日	15日	午後は全学区受け付けます	
全学区	全学区	全学区		

新型コロナウイルス感染拡大防止につき
午前中は学区ごとに相談を受け付けます

例年、初日から1週間程度は大変混雑します。できるだけ日をずらしてお越しください。来場時には、マスクの着用、体温測定、消毒にご協力ください。

申告が必要な人

左ページの「かんたん申告チェック」でご確認ください。
※前年度に市・県民税の申告をした人で、今年度も市・県民税の申告の対象になると想定される人には、事前に案内文書を送付しています。

源泉徴収額がある人で、次の場合は確定申告(還付申告)で所得税を精算すると所得税が戻る場合があります。

- 令和4年中に中途退職した後、再就職しなかった給与所得者で、年末調整していません
- 給与所得者で生命保険料控除、医療費寄附金や住宅借入金等特別控除などを追加する人

申告に必要なもの

- 市・県民税申告書または税務署からのお知らせハガキ(送付された人)
- マイナンバーがわかるもの(マイナンバーカード、通知カードなど)
- 本人確認書類(運転免許証など)
- e-Taxの利用者識別番号の通知書(取得済みの人)
- 源泉徴収票(給与や年金など)
- 農業・営業・不動産の収支内訳書
- 控除の必要書類(各保険料の控除証明書、領収書、寄附金控除証明書など)
- その他所得や経費を明らかにする書類

令和4年1月1日～12月31日に領収されたものが対象です。
●傷病によりおむね6か月以上にわたって寝たがりの人のおむつ費用は、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。
●介護保険制度の居宅・施設サービスの利用料は、対象になる場合としない場合があります。
※詳しくは国税庁ホームページでご確認ください。

医療費控除の申告

①明細書は事前に作成
領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要です。受診した人、医療機関ごとに整理し、支払った医療費や保険金などで補てんされる金額を集計してください。医療費の領収書は自宅5年間保存する必要があります。健康保険組合などが発行する医療費通知を添付すると、明細書の記入を省略できます。

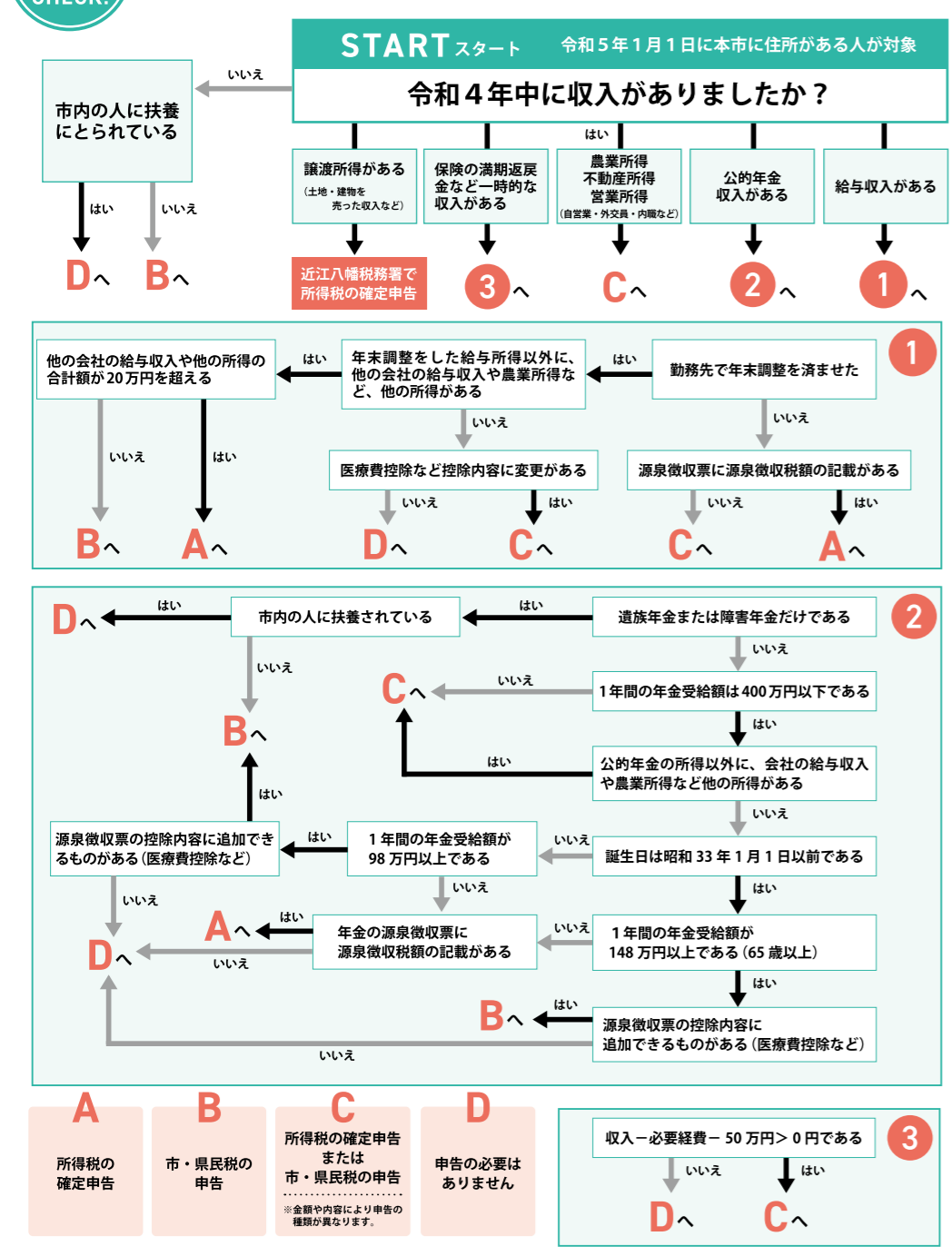
②高額療養費などの申請は先に済ませましょう

今年から 事業所得の取り扱いが変更となります

国税庁から、「事業所得」と「業務に係る雑所得」の区分が示され、収入金額が300万円以下の事業で、記帳や帳簿書類の保存がない場合には、雑所得として取り扱うこととされました。個別判断が必要な場合もありますので、事業所得を含めた申告をされる場合には税務署で手続きください。「業務に係る雑所得」は市申告会場でも手続きできます。
※雑所得は、他の所得と通算されません。



かんたん申告チェック



次の人の申告は 税務署で確定申告を (市では受付できません)

- 令和5年1月1日時点で本市に住民登録がない人
- 農業・営業・不動産所得の青色申告をする人
- 農業・営業・不動産所得がおおむね300万円以上の人
- 譲渡所得などの分離課税となる所得がある人
- 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)をはじめて受ける人
- 亡くなられた人の確定申告をする人
- 令和3年分以前の確定申告をする人
- 雑損控除がある人(市・県民税申告の人を除く)
- 外国税額控除を受けの人
- 確定申告書の控えに受付印が必要な人
- 予定納税がある人
- 所得税の分割納付の相談をする人

※その他、申告内容により税務署での申告を案内する場合があります。

確定申告は e-Tax が便利です

マイナンバーカードまたは税務署で発行されたID・パスワードで、スマホやパソコンからe-Tax(電子申告)で提出することもできます。詳しくは、国税庁ホームページまたは市ホームページをご覧ください。

